

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一回一日發行)

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十五卷 第六號

昭和七年十二月一日發行

## 論叢

制欲説の吟味 . . . . . 文學博士 高田 保馬  
爲替心理説の主張 . . . . . 經濟學博士 谷口 吉彦  
政治算術附地方算法に就きて . . . 法學博士 財部 靜治

## 時論

米專賣制の弱點 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
現代社會問題より見たる琉球 . . . 經濟學博士 石川 興二

## 研究

オーヴァーストンの金融統制理論 . . . 經濟學士 一谷藤一郎  
我國の市町村義務費に就いて . . . 經濟學士 小山田小七

## 說苑

再び貨幣の主觀價值に就て . . . . . 經濟學士 柴田 敬  
人口動態並行法則を論ず . . . . . 經濟學士 三谷 道麿

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題  
本誌第三十五卷總目錄

(禁轉載)

# 研 究

## オーヴァーストンの金融統制理論

一 谷 藤 一 郎

### 一、序 言

オーヴァーストンが通貨主義學說の最も重要な代表者であり、彼の金融理論が一八四四年のピール銀行法 (The Bank Charter Act, 1844. 7 & 8 Victoria, Cap. XXXII) の制定に、最も密接なる關係を有し、また最も重大なる影響を與へしものなることは、人のよく知れるところである。オーヴァーストンの金融理論の如く、ピール銀行法の依つて立てる通貨、信用並びに銀行制度に關する理論が、明瞭且つ完全に展開せられてゐるものを他に求むることは困難であらう。<sup>1)</sup> 惟ふに一八四四年の銀行法制定の旗手たるピール (Sir Robert Peel) の理論的見解及び實際的特徴は、オーヴァーストンのそれらと全く同じであり、従つてピール銀行法はオーヴァーストンの勸言と證言とに基きて、反對論に注意深き顧慮を拂ふことなしに制定せられたといふも敢て過言ではな

1) Wagner: Die Geld- und Kredittheorie der Peelschen Bankakte, 1920, S. 9.

く、またピール銀行法の大多數の理論的並びに實際的支持者も、オーヴァーストンの理論に單に追隨し、根本的には何等附加するところなかりしと考へられるからである。實にオーヴァーストンは通貨主義の理論を、抽象的思惟の世界より具體的實踐の領域にまで導き來りし上に、没すべからざる功績を有するものといはなければならぬ。

オーヴァーストンは最初ロイド (Samuel Jones Loyd) と稱し<sup>註一</sup>、一割引商主にして、一八一九年より一八二六年に至る間、下院議員であつた。其の後彼は官職に就くことはなかつたが、彼の高潔なる人格と聰明は、常に重大なる事件の勃發する毎に、彼に主演的役割を與へずにはおかなかつた。通貨、信用並びに銀行制度等の金融問題に關する彼の勸言または證言は、一度ならず種々の機會に於て屢々政府特に大藏省によつて求められた。即ち彼は一八三二年の英蘭銀行特許更新に關する委員會、一八四〇—四一年の發券銀行制度に關する委員會、一八四八年の一八四七年商業恐慌に關する委員會等に、常に必ず委員として加へられ重きをなしてゐたのであるが、特に一八四〇—四一年の委員會に於て彼は最も多くの證言を與へ、極力通貨主義に基く主張を高調したのである。當該委員會の議事録 (Minutes) 三七二頁の中、一〇六頁がオーヴァーストンの證言に充てられてゐる事實を見ても、這般の事情を明かにし得ると思ふ。

註一 ロイドが Baron Overstone 家の創立を許されしは一八五〇年のことである。従つてそれ以前の彼を呼ぶにはロイドを以てせなければならぬ筈であるが、こゝには行論の便宜上一八五〇年以前の彼を指稱するにもオーヴァーストンの名を以てすることとした。

2) Feavearyear: The Pound Sterling, A History of English Money, 1931, pp. 244, 252. Wagner: a. a. O. S. 8.

是等委員會に於ける彼の證言、通貨、信用及び銀行制度に就いての焦眉の實際問題に關する彼の諸勞作、並びに Mercator なる匿名の下に屢々タイムス紙上に掲載せられし書簡等の、總べての文書及び口頭により表現せられたるオーヴァーストンの見解は、彼の學說の發展過程を遺憾なく明示してゐるのである。<sup>註二</sup>然し單なる理論家にあらずして、過去の體驗を自ら豊富に有せる彼が、純理のみに従ひて究極の理想に猪突することの出来なかつたのは當然であつて、彼はあらゆる場合に實際的顧慮を拂ふを惜まなかつた。此の意味に於てワグナー (Adolf Wagner) がオーヴァーストンは實際的經驗を適切なる理論の完成に結びつけたといへるは妥當であると思ふ。従つて彼の理論を窺ふに當つても、常にこのことは強く念頭に置かるべきであると信ずる。

註二 “Reflections suggested by a perusal of Mr. J. Horsley Palmer’s Pamphlet on the causes and consequences of the Pressure on the Money Market, 1837.” “Remarks on the Management of the Circulation and on the Condition and Conduct of the Bank of England and of the Country Issuers, during the year 1839, 1840” を始めとして彼の諸々の勞作、書簡及び委員會に於ける證言等は、Mculloch によつて編纂せられ一八五七年に刊行せられ、“Tracts and other Publications on Metallic and Paper Currency” の中に収録せられてゐる。然し彼の一八三七年の「省察」に對するパーリーの「答辯」が出た後、更に公けられた冊子 “Further Reflections on the State of the Currency and the Action of the Bank of England” は何故か挿入せられてゐない。また一八五七年の委員會に於ける彼の證言の加へられてゐないのは、刊行の年より見て已むを得やるところではあらう。

## 二、通貨の意義

オーヴァーストンは他の通貨主義者の如く、通貨の價值は其の數量に依存することを容認する

3) Wagner: a. a. O. S. 8.

ものであるが、彼は果して通貨の意義を如何に規定せんとしたか。我々は先づ此の問題より出發せなければならぬ。彼によれば通貨が具備すべき三つの特徴は、(一)通貨の量は世界各國に貴金屬を割り當てる法則に従ひて決定せられること、(二)通貨は各國に於て總べての他の商品の價值の一般的尺度なること、即ち總べての他の商品の價值が測定せられ、總べての契約が履行せられる基準なること、及び(三)通貨は常に總べての人々の間に到るところに於て、總べての取引決済の一般的交換手段たること等である。而して彼の見るところに従へば、鑄貨が是等の特徴を完全に具備せることは勿論であるが、銀行券も亦同様に具へてゐる。然るに銀行預金、爲替手形は單に最後の特徴を低度に有せるに過ぎざるものである。従つて通貨は鑄貨 (Metallic Coin) と銀行券 (Paper Note) に限るべきものであつて、預金及び爲替手形等を含ましむべきものにあらずとするのである。<sup>4)</sup>

斯くの如く通貨の意義を極めて狭く解することは、獨り彼のみに限られるのではなく、寧ろ彼の時代に於ては一般に行はれし通説であつた。<sup>註三</sup>例へば當時英蘭銀行理事の一人たるノーマン (George Warde Norman) の如きも亦、同様に通貨の具備すべき三特徴として、(一)常に到るところに於て總べて人々に一般的に要求せられること、(二)一定の價值を有すること、(三)完全なる計算者たること、即ち最も容易に他の商品の價值を測定すること等を擧げ、銀行預金及び爲替手形は是等の三特徴を全然有せざるか、或は極めて低度に有してゐるに過ぎぬとなし、預金及び爲替手形の

4) Overstone: Tracts and other Publications on Metallic and Paper Currency, 1857, pp. 342 (Q. 2655), 343-4 (Q. 2663), 448 (Q. 3037), 450 (Q. 3072), 451 (Q. 3075), 453 (Q. 3076).

通貨たることを否認してゐるのである。惟ふに十八世紀の前半に於て公衆は、取引決済の手段として銀行券とほぼ同額の信用證券特に爲替手形を利用し、兩者の間に殆んど何等の相違も認めなかつた。従つて當時の學者が“Paper Credit”なる用語の下に兩者を包含せしめしは敢て異とするに足らぬ。然るに十八世紀の後半に至り、銀行制度は發券業務に重きを置くこととなり、倫敦市中銀行の銀行券發行は殆んど停止せられしも、地方銀行は銀行券の發行により業務を行ひ、其の銀行券の發行は倫敦市中諸銀行の預金と共に、究極に於て英蘭銀行の銀行券發行に大部分依存することとなつた。而も此の銀行券の流通は極めて容易であり、且つ迅速なりしが故に、此の事實を凝視したる者が、銀行券の特異性と重要性とを認め、當時ランカシャに於ける爲替手形、倫敦に於ける小切手の流通を看過せしことは理由のなきことではない。兌換停止期間中に五磅以下の小額銀行券がギニー貨に取つて代はりし時に、銀行券は他の諸種の信用證券より、遙かに一般的交換手段として重要な部分を占むるものと看做されるに至つたのである。オーヴァーストン等が銀行券を重視し、銀行券と鑄貨のみを通貨なりとするも決して偶然にあらざることを知り得る。かくてオーヴァーストンは銀行預金と爲替手形に關する問題は、鑄貨を代表する銀行券及び其の統制の法則に關する問題と全然別個のものであると斷定するのであるが、然し彼は彼のいふところの通貨と預金並びに爲替手形との間に關係の存することを容認してゐる。即ち預金は通貨の量の一時的變動の爲に影響を受くるものであり、爲替手形はより大なる程度に通貨に依存してゐる。

- 5) Macleod: The Theory and Practice of Banking, 5 ed. 1893, Vol. II, pp. 314-5.  
 6) Feavearyear: op. cit. pp. 240-1.  
 7) Overstone: op. cit. p. 348 (Q. 2671).  
 8) Overstone: op. cit. p. 346 (Q. 2665)

るものであり、それはまさに通貨を基礎とせる上層建築に過ぎないとするのである。<sup>9)</sup> 然らば銀行券と鑄貨とは全く其の性質を等しくするものであるか。我々は次に此の問題を吟味せなければならぬ。

註三 現代に於てもキャンナン (Edwin Cannan) の如きは、近代國家の通貨の意義を規定して、一國政府または銀行によつて發行せられたる紙幣或は銀行券 (Paper Notes) と鑄貨 (Metallic Coins) なりとし、これが最も都合よき慣行なりと主張してゐる。<sup>10)</sup>

### 三、金融統制の對象としての銀行券

通貨の中の鑄貨はリカアドオの述べし如く、自動的調節作用を有するものにして、何等人爲的統制を加へず、自然に放任するも決して流出し盡すものではない。オーヴァーストンも亦明かにこれを容認してゐる。「蓋し流出すれば減少せる量は通貨の價値の増加を齎す、即ち利子、信用状態及び物價の上に及ぼす影響によつて、鑄貨の流出は其の過程の或る段階で確かに止むからである。<sup>11)</sup>」然るに銀行券に就いては、リカアドオはそれが兌換券なる以上、鑄貨とまさに同様な原理に従ひて、自動的に自ら其の數量を調節するものと考へたのであるが、オーヴァーストンは「銀行券が自由に兌換せられるときと雖も、過度に増發せられる傾向がある」として、<sup>12)</sup> 兌換券の自動的調節作用を否認してゐる。従つて彼は鑄貨に關する限りリカアドオと同様に、其の自動的調節

9) Overstone: op. cit. p. 346 (Q. 2666)

10) Cannan: Modern Currency and the Regulation of its Value, 1931, p. 7.

11) Overstone: op. cit. pp. 250-1.

12) Overstone: op. cit. p. 249.

作用を認むるも、鑄貨と共に通貨である銀行券に就いては、リカアドオと其の所見を異にしてゐるのである。

然らば銀行券はそれが兌換券であつても、何故に自動的調節作用を有せざるのであるか。オーヴァーストンの強調するところによれば、銀行券はそれが兌換券であれ、不換紙幣であれ、鑄貨に比し著しく其の性質を異にせるものである。即ち彼は「銀行券は商業手形に對し發行せられ、従つて銀行券の量は物價の騰貴に伴ひて増加し、物價の下落に従ひて減少すべき強き傾向を有してゐる。而してこのことはまさに鑄貨の場合と逆である<sup>12)</sup>」といふ。我々はこゝに彼の銀行券に對する本質觀を容易に見出す。彼は更に當時英國に於て英蘭銀行のみが唯一の發券銀行ではななくて、他の多くの地方銀行も發行權を有し、而も兩者の間に其の銀行券量の變動に關し密接なる關係なく、各發券銀行が互に競争を演ずる結果、其の過剰に陥り易きこと、及び發券銀行は一八一九年法により銀行券を兌換すべき義務を負はされをも、それ以上銀行券の金準備に對する何等の制限が加へられをらざるが故に、其の銀行券量を統制するに就き爲替相場に注意せざるの事實を附加して、銀行券の過剰發行に陥り易きことを指摘してゐる<sup>13)</sup>。彼の見るところによれば、當時各發券銀行は競争的地位に立ち、互に他を蠶食することに努め、競争者を犠牲にして一國通貨總量のより大なる部分を自己の掌中に收めんとしたのである。従つて一の發券銀行の收縮により齎されし空虚は、同時に他の發券銀行の膨脹によつて充たされるのが常である。其の結果一國の通貨全體

12) Overstone: op. cit. p. 249.

13) Overstone: op. cit. pp. 91-101.



の收縮が必要なる際に於ても、地方銀行は直ちに英蘭銀行と同一歩調を採らうとはせずして、寧ろ反對に銀行券の増發を行ふのである。惟ふに地方銀行がかゝる態度に出づるは、第一、英蘭銀行券の收縮に基く金融逼迫の下に於て、地方銀行自體の救濟手段として其の銀行券の増發の必要なること、第二、其の銀行券増發の結果、それが最も要求せられ、最も高く評價せられるときに、其の顧客に對し資金融通の範圍を擴張し得ること、第三、銀行券増發の結果、從來英蘭銀行券の占めし部分に永久にとつて代はるを得ること等に基くものとするのである。<sup>14)</sup>さればオーヴァーストンは、一八一九年の下院委員會の報告、並びにリカアドオ、トールレンス (Colonel Torrens) 等が英蘭銀行券の收縮は、それに相應せる地方銀行券の減少を速かにまた必然的に齎すものとせるを以て餘りに樂觀に過ぎたる見解なりとし、<sup>15)</sup>而して更に地方銀行の銀行券發行量の變動は、其の程度に於て英蘭銀行券の變動を凌駕するのみならず、またそれは英蘭銀行券のそれと全く反對の方向に作用することを明かにし、一八三七年九月と一八三九年六月との間に於て、地金は著しく減少し、英蘭銀行券は確かに増加してゐないにも拘らず、地方銀行は其の銀行券を二〇%も増加せしとの例を擧げて實證してゐるのである。<sup>16)</sup><sup>註四</sup>

**註四** 兌換券の自動的調節作用に關するリカアドオとオーヴァーストンの所見の相違は、結局前者に於ては銀行券の全額準備を念頭に置けるに反し、後者は一部準備の兌換券を問題にしてゐることに基くのであると思ふ。なほリカアドオの金融理論に就いては、拙稿「リカアドオ金融理論の根本思想」(「研究と資料」創刊號、四七頁以下)参照。

かくて銀行券が鑄貨と共に一國通貨を構成せる場合には、地金の流出は自動的に抑制せられな

14) Overstone: op. cit. p. 99.

15) Overstone: op. cit. pp. 95-101.

16) Overstone: op. cit. p. 104.

い。通貨が早く確實に收縮せられざる結果として、地金の流出は長きに亘つて矯正せられず、従つて然らざる場合よりも、より大なる程度に流出するに至る。それ故英蘭銀行をして満足なる地位に置く爲には、地金のより大なる量を英國に引戻さなければならぬ。而してこれをなすが爲には商業及び物價の上に、其の額及び期間の兩方面に於てより激しき壓迫を齎すに相違ない<sup>17)</sup>のである。されば何等かの人爲的統制を加へなければならぬのであるが、それは正しく自動的調節作用を有せざる銀行券に對してである。而してオーヴァーストンは前述の如く、銀行預金及び爲替手形は通貨の一部をなすものにあらずと考へしが故に、爲替手形の量を銀行券と同様に地金の變動に從ひて統制することは、必要なことでもなくまた正當なことでもない。寧ろ銀行券が嚴密に正當に統制せられるならば、總べての取引、總べての信用、總べての上層建築は結局銀行券の基礎の上に立てるものなるが故に、それらは適當なる範圍に自ら制限せられ得べしとの極めて樂觀的なる見解を有してゐる。<sup>19)</sup>従つて通貨の價値の變動を避け、而して好況及び恐慌の危険を永久に消滅せしむる目的を以てする通貨の統制は、結局銀行券の發行統制の問題に歸することとなるのである。彼は果して如何なる原理に基きて銀行券を統制せんとするのであるか。これが次の課題である。

#### 四、金融統制の原理

オーヴァーストンによれば一國通貨が全く鑄貨のみよりなれる場合、即ち英蘭銀行其の他の地

17) Overstone: op. cit. p. 258.  
18) Overstone: op. cit. p. 450 (Q. 3074).  
19) Overstone: op. cit. pp. 450-1 (Q. 3074).

方銀行が銀行券を發行せざる場合に、鑄貨即ち通貨の量が變動すると同様に、銀行券の量を變化せしむるを以て理想とするのである。<sup>20)</sup>これこそ彼の銀行券統制の原理であらねばならぬ。一國の銀行券總量が鑄貨または地金の變動に一致せざるときは、何時でもそこに統制を誤まるといふことが生ずるのである。<sup>21)</sup>従つて通貨の統制を誤まるといふことは、地金のこれに應ずる増減なきにも拘らず、多量の銀行券を發行して再びそれを吸収するか、地金が夥しく流入せしにも拘らず、それに對し銀行券を増發せないかの孰れかである。此の原理に従つて英蘭銀行たると他の地方銀行たるとを問はず、總べての銀行券發行者の態度が批判せらるべきであり、彼等の行動は常に此の原理に従つてゐるか、または反してゐるかによつて非難せられまた賞讃せらるべきである。<sup>22)</sup>

然らば何故に銀行券の量を鑄貨または地金の變動に相應して統制することが必要なのであるか。オーヴァーストンの見るところに従へば、元來鑄貨は決して涸渫するまで流出を續けるものではない。若し鑄貨が流出すれば減少せる量の通貨の價値の増加を齎し、利子、信用狀態及び物價の上に影響を及ぼし、其の結果、鑄貨の流出は必ず或る程度に於て止むものである。従つて一國通貨が銀行券と鑄貨とよりなれる場合に、銀行券が若し鑄貨と同様に收縮せしめられるならば、鑄貨のみの場合と全く同様に鑄貨の流出は或る段階で必ず止むべきも、若し此の原理に従ひて收縮せられざれば、鑄貨または地金の流出が果して停止するや否やは保證せられ得ざるからである。

銀行券統制の基準を地金または鑄貨の變動に求め、徒らなる恣意的基準を排撃せんとせし彼の

20) Overstone: op. cit. pp. 27. 36.

21) Overstone: op. cit. p. 350 (Q. 2677).

22) Overstone: op. cit. p. 202.

思想は、當時既に確立せられし經濟的自由主義の精神に適合するものであり、彼の理論が公衆の力強き支持を得たる理由の一つも亦、こゝに存するものといはなければならぬ。惟ふに元來通貨主義の理論によれば、鑄貨は何等人爲の統制を加へずとも、自動的に自ら其の數量を調節するものである。従つて銀行券統制の基準をこゝに置き、人爲の加はらざる自動的作用に基きて銀行券を統制せんとすることは、洵に個人の經濟活動の自由を尊重する當時の社會思潮にふさはしきものであらねばならぬ。オーヴァーストン自身も、公衆が幾何の通貨を必要とするか、而して幾何の通貨を所持せんと欲するかを、公衆自ら決せしむべく社會全體に任かすを以て好ましきこととなりとなし、經濟活動の自由に基く貿易の結果一國に齎さるべき貴金屬の中、公衆が幾何の貴金屬を通貨に換へて貰ふ爲に英蘭銀行に持ち來るかは、公衆の要求に従ひて自ら判斷せしむべく、銀行の恣意に基き銀行券の發行を増減すべからざることを明かにしてゐる。<sup>23)</sup> 従つて銀行券は地金の變動に基きて機械的に統制せられるのであり、銀行の自由裁量に基く銀行券の増減は認められないのである。即ちそこには何等の政策がなく、たゞ自動的に動く機械があるのみである。<sup>24)</sup>

然るに此の銀行券統制に就いては二つの大なる困難が伴ふ。先づ第一に銀行券の發行が、多數の分離獨立せる機關の手によつて行はれてゐることである。唯一の發行者であれば其の取扱は容易であるが、多數のものを我々は如何に處置するか<sup>25)</sup>とはノーマンのいひしところである。唯一の發券銀行以外の總べての銀行券發行を徐々に廢止すべく準備する以外、彼等を處置すべき適當

23) Overstone: op. cit. pp. 529-30 (Q. 1461).

24) 田中金司教授: 金本位制と中央銀行政策 昭和四年 三〇六頁

25) Norman: A Letter to Charles Wood Esq., 1841, p. 34.

なる方法はない。然し假令それが出来ても更に第二の困難がやつて来る。發券銀行が唯一の英蘭銀行に限られる場合に於ても、英蘭銀行の發券業務は當時其の一般銀行業務と完全に混同せられてゐた。<sup>26)</sup>従つて彼は銀行券統制の目的を達する爲の手段として、地方銀行の銀行券發行に對し嚴重なる制限を加へること、及び英蘭銀行を發行部・銀行部の二部に分離することの二方法を強調するに至つたのである。

#### 五、地方發券銀行の問題——金融統制手段の一

既に第三節に於て述べし如く、當時英國に於て銀行券の發行に従事せしは獨り英蘭銀行のみでなく、多くの地方銀行も亦銀行券發行の權能を有してゐたのである。然るに是等地方銀行の發券業務に就いては法律上何等の制限なく、また其の發行量は何等確實なる原理に基きて統制せられてゐたのではない。従つてかゝる事情の下に於て地方銀行の發行量がなほよく統制せられるとすれば、それは、全く地方銀行自體の慎重なる考慮に基くか、然らずんば英蘭銀行が地方銀行の上に作用せし必然的な勢力の結果であらねばならぬ。然し事實はこれに反し、其の行動に就き一般原理に従はざる發券銀行の多數なることが、通貨統制を攪亂するの傾向を齎せしは疑ふを得ざるところである。<sup>27)</sup>假に地方發券銀行が其の發行量を結局に於て收縮したとしても、それは英蘭銀行の行動(例へば割引利率の引上)によつて齎されし結果であつて、決して英蘭銀行の收縮と同時に起り、

26) Feavearyear: op. cit. p. 245.

27) Overstone: op. cit. pp. 91-4.

協動的・自發的行動に基くものではない。もとより地方銀行は英蘭銀行に依存せるものであり、然る限りに於て結局に於て英蘭銀行と同一歩調を採らなければならぬものである。然し此の英蘭銀行の最初の行動と地方銀行の究極に於ける追隨との間には何程かの間隔の介在すべきは明かである。従つて其の結果に到達する以前に通貨制度が一般に混亂と危険とに曝され、英蘭銀行の採るべき匡救手段は然らざる場合よりも、遙かに深刻にして激烈なるものとならざるを得ぬのである。<sup>28)</sup> かくの如くにして英蘭銀行は多數の地方發券銀行に對し、極めて不完全なる統制力を有するに過ぎぬのであり、少なくとも直接且つ即時的の統制力を有してゐるとは考へられぬ。<sup>29)</sup>

されば彼が是等の弊害を避くる爲に抱きし理想は、銀行券の發行はこれを其の發行に就き完全なる權限と統制力とを具備し、銀行券の正當なる統制に對し絶對的に責任を有する唯一の機關に限るべしといふことにあるのである。<sup>30)</sup> 然し單なる理論家にあらずして實際的考慮を常に怠らず、而も地方銀行の有用性を認むる彼としては、<sup>註五</sup>此の理想に盲進することは出来なかつた。即ち彼は曰く、「然し英國の實際は此の理想より遙かに乖離し、長年の傳統に基きて社會の慣行偏見と密接に結びついてゐるが故に、我々は其の慣行の實際を根絶してしまつてはならぬ。一國の銀行券發行の權力を唯一の機關に獨占的に賦與すべき原則が、如何に確實なものであつても、其の原則を實際に適用するに當り、英國の慣行及び商取引の過程に齎す變化は必ずや多くの重大なる不便を伴ひ、かゝる計畫を實現するの期待は全く其の望を絶たれる。英國に於て今日まで存在せる特殊な

28) Overstone: op. cit. pp. 99-101.

29) Overstone: op. cit. pp. 22, 101-7, 169, 208, 255, 257, 354-7, 366, 371, 394, 395, 444, 445, 479.

30) Overstone: op. cit. p. 37.

る組織、即ち一の指導的中央發券機關（英蘭銀行を指す）が、多數のそれよりは小なる從屬的機關（地方發券銀行を指す）によつて取圍まれてゐる組織は、なほ繼續すべきものと思はれる。従つて今我々がなし得ることはたゞ不完全なる制度が齎すべき不便を減じ、出来るだけ其の制度を有効ならしむることに限られる」と。<sup>31)</sup>即ち彼は彼の理想の實現を直ちに期せんとはせないが、さればとて決して彼は當時の地方銀行の現状を以て満足なりとするものでもない。彼は英蘭銀行が地方銀行に對して有する統制力をより有効ならしむる爲に、地方銀行の銀行券發行に就き嚴重なる制限を加へ、徐ろに彼の理想、即ち英蘭銀行の銀行券發行の獨占化に接近せしめんとしたのである。

註五 彼は曰ふ、「余は地方銀行が非常に尊敬すべき機關であり、それは一の制度として社會にとり極めて有用且つ便宜なものであり、またそれら地方銀行を經營する人々は誠に信用するに足る人物であると信ずる」と。<sup>32)</sup>これと同様な趣旨の彼の陳述は他の個所にも現はれてゐる。<sup>33)</sup>

## 六、英蘭銀行分離の問題——金融統制手段の二

地方銀行の銀行券發行に對し嚴重なる制限を加へてもなほ問題は殘る。蓋し英蘭銀行は二つの異なる職能を有してゐるからである。英蘭銀行は發券銀行（Bank of Issue）としての職能と、預金割引銀行（Bank of Deposit and Discount）としての、即ち普通銀行としての職能とを併有してゐるものであるが、兩者は其の性質を全く異にせるものである。前者は通貨の創設を行ふもので

31) Overstone: op. cit. pp. 37-8.

32) Overstone: op. cit. p. 443.

33) Overstone: op. cit. p. 445.

あり、後者は創設せられし通貨を利用し分配するものである。従つて是等二職能は完全に區別せられ全く相異なるものなること、及び是等二職能が同一機關により處理せられなければならぬといふ必然的な事情は、兩者の中には全然存在せざることは極めて明瞭である。<sup>34)</sup>

發券銀行としての英蘭銀行が遵守すべき指導原理は、一國の通貨が純粹に鑄貨のみよりなる場合とまさに同様に其の銀行券を調節することであり、従つて證券保有額を出来るだけ不變ならしめ、銀行券の増減を専らこれに相當する金の増減に相應せしむることである。然るにこれと同じ原則を一般銀行業務の場合にまで押進めることは實際上不可能である。銀行業務の性質上、預金は其の金額並びに期間に於て千差萬別にして、種々の事情によつて變動し、預金の變動に従ひて是等預金が投下せられる證券の額も亦變動せざるを得ない。従つて證券保有額を一定不變ならしめんとするが如きは不合理極まるものといはなければならぬ。<sup>35) 註六</sup>

註六 オーヴァーストンは預金、銀行券等の銀行債務に對し、三分の二の證券、三分の一の金貨、地金を準備として保有すべしといふパーマー (John Hosley Palmer) の原則に就きては、銀行券に關する限り其の妥當性を認むるも、預金に就いてはこれを認めてゐない。

斯くの如き性質の全然異なる職能が、一の機關に併合せられてゐる結果は如何。普通銀行としての英蘭銀行が政府財政の拒否し得ざる要求に遭遇し、或は一般經濟社會が活況を呈し資金融通に對する需要多きに際し、銀行が普通の合理的なる資力と稱せられるもの以外に、更に自由に銀行券を増發し得べき權限が賦與せられてゐるとすれば、此の權限の濫用せらるべきは想像に難から

34) Overstone: op. cit. pp. 6, 7, 31, 35, 62-3, 375.

35) Overstone: op. cit. pp. 7, 9-10, 27, 31, 36.



ざるところである。<sup>36)</sup>蓋し發券銀行として銀行券を發行すると共に預金を引受くる場合、預金引出の要求に對しては其の保有にかゝる有價證券を賣却せず、銀行券の發行を不當に増加して以てこれに應ぜんとするの傾向があるからである。其の結果商業恐慌を激化せしむることあるは勿論であつて、英國の商業恐慌を特徴づける激烈性の大部分は此の原因に基くものと彼は見るのである。<sup>37)</sup>されば彼は強く叫ぶ、「通貨の統制、換言すれば通貨を創設する力を一般銀行業務より分離せよ。……通貨の需要者、即ち政府と一般經濟界（商業）をして、通貨の創設者に危険にして誤り易き影響を與へる爲に近かつかきしめるな。通貨の需要者は彼等の申込を常に充たすべき通貨の分配者の許へ遣るべし」と。<sup>38)</sup>かくて彼は通貨統制の任務を有する機關として、相對立せる利害及び動機より解放せしむると同時に、其の責任を明瞭且つ完全ならしめ、其の行動を簡單に而も容易に理解せしむる爲に一般銀行業務を發券業務より截然區別するの目的を以て、英蘭銀行を發行部・銀行部の二部に分離し、而して兩者の勘定を明示し公衆をして豫め將來への見透しを可能ならしめんとするのである。<sup>39)</sup>註七、註八、註九、註十

註七 英蘭銀行の發行部・銀行部の分離に就き伴ふ困難は、英蘭銀行がこれによつて商業恐慌の救援に關し、また政府信用の支持に關して有すべき力の減殺せられるであらうといふことより生ずる。然し彼は此の欠點は多數の人が考へてゐるよりは輕微なものであるとし、銀行が制限せられる唯一の點は、發行部銀行部分離によつて存在すべき苦の金額以上に通貨を創設すべき不當にして而も危険なる權力を行使するの點にあるに過ぎないと、彼は見てゐる。

註八 彼は分離の形式に關しては必ずしも定見を有してゐた譯ではない。このことは一八三七年の「省察」に於ける彼の提案

36) Overstone: op. cit. pp. 33, 85, 87, 139.  
 37) Overstone: op. cit. p. 33.  
 38) Overstone: op. cit. p. 181.  
 39) Overstone: op. cit. pp. 38-39.

と、一八四〇年の委員會に於ける彼の證言とを比較對照すれば明かとなる。即ち前者に於ては政府の代表者をも加へた特別の委員會によつて銀行券發行を指導せしむるといふにあつたのであるが、後者に於ては銀行券の發行が一般銀行業務より分離せる部門に於て、全然英蘭銀行の手によつて行はれても、またはこの爲に特に任命せられる委員會に委ねられても、孰れにても支障なしとしてゐる。

**註九** 英蘭銀行を發行部・銀行部の二部に分離することに就いてはオーヴァーアーストンの他、彼と同時代のトールレンスも亦これを主張してゐる。(Torrens: A Letter to the Right Hon. Lord Viscount Melbourne, pp. 55-8 參照) また既にリカアドも彼の死後、即ち一八二四年に出版せられし「國立銀行設立案」(Plan for the Establishment of a National Bank)に於て、英蘭銀行が銀行券の發行と一般銀行業務の二つの異なる職能を有することを認め、一八四四年のビール銀行法により發行部に課せられたる如き任務を有する特殊機關、即ち國立銀行設立の計畫を主張した。(The Works of David Ricardo, with a Notice of the Life and Writings of the Author, by J. R. McCulloch, 1846, p. 503 以下、小畑茂夫氏「リカアドオ貨幣銀行論集」三九五頁以下參照)

**註十** 英蘭銀行分離の問題に就いては、田中金司教授の「發行部・銀行部分離に關する考證」(國民經濟雜誌五〇卷六號)及び「發行部・銀行部分離に就いての批判」(同誌五一卷三號)と題する優れたる研究がある。就いて見らるべし。

## 七、金融統制の効果

然らば金融統制の効果は如何。彼によればこれによつて從來行はれし、其の始期に於て遅く、其の作用に於て突如且つ激烈にして、而も極めて不規則に實行せられし制度の代はりに、早く且つ適當なる時期に於て收縮作用を齎す制度を置きかへることが可能となる。これこそ通貨の比較的少なき收縮、従つて公衆の上に最も僅かなる不便と壓迫を加へるに過ぎずして所期の目的を達成し得る方法である。從來通貨の收縮は一般に爲替逆調の状態が相當長く繼續し、地金の量が著しく

減少するまで延期せられてゐたのであるが、其の結果は地金の流出の程度の相當進みし時期に於て、物價並びに信用の上に突如且つ急激なる作用を齎し、遂には地金が盡く流出し去ることとなり、大なる困難を公衆の上に齎せしものである。然るに此の方法によるときは、從來の方法に於ける地金流出の激化の原因は防止せられ、而して全然避け得られざる地金流出の諸原因の矯正が、其の初期に於て行はれることとなり、其の結果通貨收縮の程度を輕からしめ、公衆に與へる不便を最少限度に止むるを得るのである。<sup>40)</sup>更に英國に於ける「商業恐慌の慘禍の大部分、並びにそれに隨伴する弊害は、銀行券を地金に相應して收縮せしめざることに歸し得る」<sup>41)</sup>と信するオーヴァーストンが、銀行券の統制によつて景氣の變動は少なくなり、物價は從前の如く激變せず、投機は少なくなるであらうと推想せしは當然である。然し通貨の統制が總べての投機をなくし、また商業上の混亂を全然消滅せしむると想像する程、彼は樂觀的ではない。即ち彼は「最も完全なる通貨の統制をなしても、吹き荒ぶ嵐が自然界に避くべからざる現象なると同様に、商業界に於ける季節的變動は避くるを得ざるものである」<sup>42)</sup>。「物價は勿論時を異にするに従ひて商品の需給關係によつて變動する。投機者流は供給及び需要の激度に關する測定を誤まり、物價は不自然に高められ、而して各人は混亂に陥れられる。總べて是等の現象は商業が自由競争の下に行はれ、利益追求の希望が人心に影響する限り、消失し去るべきものではない」<sup>43)</sup>といふ。然し彼は完全に總べてのことをなし得ないからとて、我々の權限内にあるものを改善せなまいといふことは理由なき

40) Overstone: op. cit. pp. 242-3.

41) Overstone: op. cit. p. 372.

42) Overstone: op. cit. p. 132.

43) Overstone: op. cit. pp. 240-1.

ことなりし、通貨の統制をよりよく行ふことにより、誤まれる通貨統制の結果たる物價の騰貴及び不當なる投機によつて齎される追加的な激化を防止し、以て公衆の利益を擁護せんとするのである。「余は決して公衆の利益を犠牲にせる英蘭銀行の利益を、擁護すべき希望も意圖も有してゐない。余自身の關心と同情とは、總べての公衆に結びついてゐるのである」といへる彼の言葉が、總べてをよく物語れる如くである。

## 八、結論——オーヴァーストン金融統制理論の批判

要之、オーヴァーストンは通貨主義の理論を踏襲し、通貨の價値が其の數量に依存せること、鑄貨と銀行券とを同一視すること、それが爲に銀行券の増加が通貨の價値に影響を及ぼすこと、銀行が恣意的に銀行券を増減する力を有すること、従つて發券銀行が通貨の價値の變動に恣意的に影響を齎すこと、地金の流出は通貨の價値の低きに過ぎること、即ち通貨の量の過大なるに基くこと、此の通貨の量が制限せられざる場合には、地金の流出は無限に繼續すべきこと、銀行が引續き銀行券を發行することにより地金流出に影響を及ぼすこと、繼續的銀行券發行によつて金準備を遂に涸渴せしむるに至るべきこと、最後に銀行券の發行を地金の流出に基く金準備の減少と同時に、而してまた同様に制限するの必要なこと、等の一群の理論に基きて銀行券の量を調節して、金融統制の目的を達せんとしたのである。而して其の目的を達する爲の手段として、先づ

地方銀行の銀行券發行に嚴重なる制限を加へて、發券業務の統一を徐々に圖ると同時に、英蘭銀行を發行部・銀行部の一部に分離して、異なる二職能が互に他を犯すことなからしめ、從來屢々經驗せられし苦き體驗を再び繰り返さざらしめんとしたのである。

然しオーヴァーストンの行論の中には、幾多の首肯し難き疑問の包藏せられざることは否認し得ない。先づ統制の對象に就いて見る。彼は前にも述べし如く通貨を銀行券と鑄貨とに限り、信用は結局通貨なる基礎の上に立つ上層建築に過ぎないものと看做し、信用の量を銀行券と同様に地金の變動に従ひて統制することは、必要なことでもなくまた正當なことでもない、銀行券さへ嚴重且つ正當に統制せられるならば、信用は自ら統制せられるに至るといふ<sup>44)</sup>。然し彼のいふ如く信用は通貨の單なる上層建築に過ぎないのであるか。また通貨特に銀行券を適當に統制さへすれば、其の必然的結果として信用の統制は齎されるのであるか。信用が既存の通貨または財を基礎として賦與せられてゐる場合には、或はこのことは可能であるかも知れないが、信用は必ずしも既存の通貨、既存の財の上のみ與へられるものとは限らず、貯蓄せられたる通貨もなく、また生産せられたる財もなき場合になほよく賦與せられ得るのである。従つて信用を以て宛も通貨の上層建築に過ぎざる如く推想するの誤りなるは勿論、銀行券さへ嚴密に鑄貨と同様に統制すれば、信用も亦自ら制限せられ得るとすることの如何に樂觀に過ぎたる見解なることが明かとなるであらう。

彼は斯くの如く信用の作用を輕視せしのみならず、更にまた預金の本質を見誤まることによつ

44) Overstone: op. cit. pp. 450-1.

て、銀行券の發行に關する限り嚴重に制限せんとせしも、預金に關しては全然無統制、無干涉の狀態に置かんとした。然し預金が經濟社會に於て購買力として作用するの點は、銀行券と全く同じであつて、此の點に於て銀行券と預金との間には何等本質的の區別は存せない<sup>45)</sup>。従つて兩者を根本的に相違するものなりと斷ずるは明かに誤りである。また通貨特に銀行券を統制すれば預金も亦統制せられるといふ樂觀的なる見解は果して正當であるか。もとより預金は通貨特に銀行券と全く無關係の狀態にあるものとは思はれないが、等しき準備金を以て異なる割合の預金を造出し得ることあるを見れば、銀行券の統制により預金が完全に統制せられ得るとするは早計の譏りを免れ得まい。而して斯くの如く統制せられざる預金は銀行券と全く同様に地金流出の手段となるものである。従つて英蘭銀行よりの金の流出は銀行券を通じて行はれるものであり、金が流出するに従ひて銀行券が還流し來ると想像せしは、大なる錯覺に他ならずして、預金の引出による金の流出の場合には何等銀行券は還流し來らないのである<sup>46)</sup>。斯くの如くオーヴァーストンは信用の作用を餘りに輕視せしのみならず、また預金の本質を誤認し、銀行券の統制のみを以て足れりとせしは、彼の救ふべからざる誤謬であらねばならぬ。

次に統制の基準に就いて見る。彼は鑄貨の自動的調節作用に基き、鑄貨の變動とまさに同様に一國通貨特に銀行券を機械的に統制せんとするのである。而して鑄貨または地金の増減は一に其の數量の過大なるか、過小なるかの孰れかによるものなりとして、それ以上如何なる原因に基くかを敢て問はず、只管に一國通貨の量を鑄貨の量に等しからしめんと努むるのである。然し鑄貨

45) Wagner: a. a. O. S. 96-7.

46) Macleod: op. cit. Vol. II, p. 34.

の出入は必ずしも其の量の過大過小に基くものではない。それは考へ得られる唯一の場合ではなくて、多くの場合の一つにしか過ぎない。金移動の大部分は單に經濟的傾向の自然的結果ではなくて、屢々自然的傾向に反して行はれる氣儘なる人爲的決意の結果である。<sup>47)</sup>即ち二國間の割引利率の相違、其の他心理的作用も亦鑄貨増減を齎すに至るものである。こゝに彼の統制基準の大なる誤謬が存する。

最後に統制の手段に就いて見る。彼は統制目的達成の手段として地方發券銀行の銀行券發行に嚴重なる制限を加へると共に、英蘭銀行を發行部・銀行部に分離することを強調した。特に英蘭銀行の分離に就いて彼は、通貨の創設者としての發行部、創設せられし通貨の分配利用者としての銀行部の従ふべき原理は全く性質の異なるものなりと推斷し、銀行部は其の資金より出来るだけ大なる利益を獲得すべきものにして、此の點に於ては他の營利追求を専らとする銀行と全く其の經營原理を等しくすべきものとするに至つたのである。銀行券發行に就いては經濟社會全體の立場より、窮屈に過ぎると思はれる如き機械的統制を必要としながら、他方資金の運用に就いては全く他の銀行と同様に何等全體の立場を顧ることなく、單に營利の原則に従はしめんとするが如きは、決して妥當の措置とは思はれない。其の結果、地金流入の際に於ける英蘭銀行の營業方針の不妥當性、金融恐慌の際に於ける英蘭銀行の力弱さ等の弊害以外の何ものをも齎すものでないことは容易に想到し得るところである。英蘭銀行の如き大發券銀行、中央銀行は其の資金の運用に當つても、常に經濟社會全體の立場に於て一定の原則に従ふべきであつて、此の意味に於ては發

47) Einzig: International Gold Movement, 1929, pp. 78-9.

行部の原則と少しも異るところはない。従つて英蘭銀行を二部門に分離して金融統制の目的を達せんとする彼の主張の實質的意味は失はれることとなるのである。

要するにオーヴァーストンの金融統制理論は、先づ(一)統制の對象たる通貨を銀行券と鑄貨とに限り、信用を輕視し信用は通貨の上層建築に過ぎずして、銀行券の統制は上層建築の統制をやがて齎すべしと極めて樂觀的見解を採りしこと、及び預金の本質を誤認しこれを無統制無干涉の狀態に放任せんとせしこと、(二)統制の基準たる地金流出の原因を見誤り、銀行券を機械的に地金の量の變動に従はしめんとせしこと、及び(三)英蘭銀行を發行部・銀行部の一部に分離し、各獨立の部門となして異なる原則に従はしむべきものとなしたること等に、救ふべからざる欠陥を有するものといはなければならぬ。<sup>註十一</sup>

オーヴァーストンの金融統制理論は以上の如き幾多の誤謬を有するものなるにも拘らず、而もなほよくそれが經濟活動の自由を確認せる當時の社會思潮に合致せること、及び過去に於ける銀行券過剰發行に伴ふ弊害に關する公衆の記憶のなほ新らたなることによつて、公衆の力強き支持を獲得することとなり、遂に一八四四年ピール銀行法なる具體的形態の中に遺憾なく表現せられ、爾後八十有餘年間金融統制に關する有力なる指導原理となるに至つたのである。

註十一 一九三一年九月二一日、英國が金本位修正法(The Gold Standard Amendment Act)に基き金本位制を一時停止せし後、諸國のこれに倣ふもの相次ぎ、今や依然金本位制を持続せるものは、僅かに米、佛、獨の三箇國に過ぎぬこととなつた。従つて以上の行論は或る限られたる意味より持ち得ぬ譯であるが、こゝには假に金本位制が常態にあるものとして論を進めた。